

都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）

第六十三条（民間都市再生整備事業計画の認定）  
（民間都市再生整備事業計画の認定）  
第六十三条 都市再生整備事業計画の区域内における都市開発事業であつて、当該都市開発事業を施行する土地（水面を含む。）を

都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行しようとする民間事業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該  
都市再生整備事業に関する計画（以下「民間都市再生整備事業計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認定を申請する  
ことができる。

2  
略